

京都府知事 西脇 隆俊 様

新型コロナウイルス感染症に係る

緊急要望書

- 医療機器の確保と医療体制の強化等に対する緊急要望
- 緊急経済対策等に対する緊急要望
- 雇用の維持等のための緊急要望

令和2年3月

自由民主党京都府議会議員団

新型コロナウイルス感染症に係る医療機器の確保と医療体制の強化等 に対する緊急要望

世界的大流行の拡大が続く新型コロナウイルス感染症により京都府においても医療機関での感染防御等に必要なマスク、手袋、防護服等が不足しており、安心できる医療体制を維持することが困難となっている。また、社会福祉施設等においても、同様な状況が続いている。

このような状況において、感染拡大防止のための医療体制の強化と的確な支援が講じられるよう、次の通り緊急に要望する。

1 マスク等防疫用品供給の強化

① 医療現場等への供給の強化

サージカルマスクについては、当面の供給が行われようとしているところであるが、今後対応の長期化が見込まれるため、サージカルマスクのみならず、医療現場での感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、また、入院医療体制の充実のために必要な簡易陰圧装置等の設備、さらには、検査が必要な方全てのPCR検査に必要な検査試薬について国が責任をもって調達・供給するよう国に求めること。

加えて、簡易検査キット、特効薬及びワクチンの早期の開発を国に求めるなど、新型コロナ感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心な医療体制の構築を図ること。

② 社会福祉施設等への供給の強化

政府において「介護施設等に再利用可能な布製マスクを少なくとも一人1枚」という方針が示され、消毒液についても、医療機関、高齢者施設等向け優先供給の通知がされているところであり、供給される量や時期の公表、取りまとめを行う都道府県の事務負担への配慮について国に要望すること。

また、社会福祉施設等が必要としている衛生物品全体については、国において責任をもって調達するよう求めること。

③ 国の財源措置の柔軟な適用

マスク、消毒液等については、現在の全国的な調達困難な状況に鑑み、年度を繰り越した調達また、令和2年度予算調達における、事前着手を

早急に認めるよう国に要望すること。さらに、簡易陰圧装置等整備に対する国庫補助事業の繰り越しや令和2年度予算における事業の事前着手についても同様の取り扱いとなるようもとめること。

2 早期発見のための、検査体制の強化

早期発見による感染拡大防止のため、簡易検査キットの早期開発及び供給体制の確立並びにリアルタイムPCR検査機器の配備及び検査試薬の十分な提供、大学や指定民間検査機関への外部委託の活用など検査体制を強化すること。

3 感染拡大に対応するための、医療体制の強化

① 感染拡大防止に向けた医療体制の強化

「帰国者・接触者外来」を設置する医療機関の運営経費に対する支援を速やかに行うとともに、国立病院機構など、国が関与する医療機関においては、外来患者に加え、積極的に入院患者を受け入れるように働きかけること。

併せて、感染症指定医療機関などにおける医療機器の整備、医療物資（マスク、消毒薬、感染防護具等）の確保、外国語対応などの医療体制の整備に対する支援を行うとともに、医療従事者や救急隊員等搬送従事者が安心して従事できるよう、院内感染防止のための医療機関に対する相談支援や構造設備の変更等に対する支援を速やかに行うこと。特に、搬送等に必要となる人員・車両・資器材の調達に関する支援の充実を図ること。

② 感染者急増に対応するための医療体制の飛躍的強化について

今後の感染者の急増に対応するための外来、入院体制の地域における抜本的な強化に向けて、重病病状者に対応する病床の確保と機器整備への支援をはじめ、一般病床への受入れに伴う環境整備、外来対応の環境の整備に向けた強力な支援を国に対し求めること。

4 早期終息に向けた、ワクチンの早期開発及び医療物資の確保

感染の早期終息に向け、国主導の下、民間企業等とも連携して、抗ウイ

ルス薬、ワクチンの早期開発及び供給体制の確立に速やかに取り組むよう
国に対し求めること。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡散により経済が急速な落ち込みを見せる中、我が国においては、観光客の激減に伴うキャンセルの増加や売上の減少、サプライチェーン毀損による生産・工事の遅れ、イベントの自粛による景気の冷え込みなど、事業活動や企業活動に深刻な影響が生じているところである。

については、現在準備が進められている緊急経済対策において、地域経済を支える中小企業等の実情に応じた的確な支援策について、国に対し求めるよう緊急に要望する。

【早急に措置を講じるべき事項】

1 中小企業等の倒産防止・事業継続に関すること

① 事業継続補助金の創設

売上が大幅に減少した中小企業等に対し、経営が安定するまでの間、経営と雇用を維持するための人件費及び事業費に対する助成金制度を創設すること。

② 従業員が感染した場合の対処に関するマニュアルの策定

感染症の終息に向けたシミュレーションを示すとともに、従業員が感染した場合等に企業が適切に事業を継続できるよう、業種ごとに企業の対応マニュアルを作成すること。

③ 中小企業等が取り組むBCP策定の支援体制強化

中小企業等が感染症の観点も含めた事業継続計画（BCP）を策定する際に指導を行う商工会・商工会議所等の支援体制や相談体制を強化すること。

2 中小企業等の金融支援等に関すること

① 金利や保証料を補填する都道府県等に対する助成金の創設

都道府県等が制度融資の金利や保証料を補填した場合に、国が全額を補助する助成制度を創設すること。

また、金融機関や保証協会が金利や保証料を引下げられるように支援を行うこと。

② 都道府県等制度融資の借り換えの柔軟な対応

都道府県等制度融資から他の融資・保証制度間への借り換えが柔軟にできるようにすること。

また、今後新たな融資・保証制度が実施された場合にも、借り換えなど柔軟に対応できるようにすること。

③ 金融機関の受付・審査体制の拡充

中小企業の緊急の資金繰りに迅速に応じられるよう、金融機関の受付窓口や審査の体制を強化し、融資実行までの期間を短縮すること。

④ 融資の返済猶予や融資条件変更手数料等の無料化

売上が減少している中小企業等に対して、経営が安定するまでの間、返済猶予や利子の凍結、融資条件変更手数料等の無料化などの負担軽減策を金融機関が実施できるよう支援すること。

⑤ 社会保険料の納付猶予や減免等の緩和措置及び手続きの簡素化

収入が激減し、社会保険料の負担が困難となった中小企業等に対し、社会保険料の納付猶予や減免等を迅速かつ簡素な手続きで行うこと。

⑥ 経済活動の維持に必要なマスク、消毒液等の物資の確保

製造業の生産現場や小売・サービス業での接客対応、公共交通事業者等、中小企業等の経済活動において深刻なマスク・消毒液等の感染防止のための物資の不足が生じており、これらの物資の早急な確保と安定した供給を行うこと。

⑦ 国助成金・融資手続き（申請書、証拠書類）の体制の強化及び手続きの簡素化と早期審査・早期入金の実施

国の助成金や融資制度について、中小企業等へ広く周知を図り、窓口で混乱や停滞が生じないように受付・審査体制の強化を図るとともに、事務手続きの簡素化や早期審査・入金ができるようにすること。

3 地域の実情に応じた経済対策

地域の実情に応じたきめ細やかな景気対策により地域経済を回復させるため、リーマンショック時において実施した「地域活性化・経済危機対応臨時交付金」や「地域活性化・公共投資臨時交付金」（いずれも全額国庫負担）のような、自由度が高く、地方負担を軽減し、基金造成が可能な交付金制度を創設し、地方独自の発想で公共投資を行うことを通じて需要の拡大を図ること。

さらに、都道府県等が安定的に経済の活性化や安全・安心に直結するインフラ整備を進められるよう、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」の令和3年度以降への継続や対象事業の拡大を早急に決定すること。

これらを含め、国が大胆な経済対策等を実施する際には、地域経済の活性化とともに、都道府県等が実施する各般の対策に対する財源等について、国の交付金により全額を補填するなど、これまでにない思い切った地方財政措置を講じること。

4 下請け企業のダンピング要請の横行防止

景気悪化の局面においてはダンピング要請の横行が予想されるため、取引調査員（下請Gメン）の活動強化等により、元請け企業に対する下請等の厳守徹底に対する対策を講じること。

5 検査機器の開発の加速化

新型コロナウイルスの検査機器の開発の加速化を図るための民間企業の研究開発・実証実験等に対し、積極的な支援を行うこと。

【終息宣言に向けて措置を講じるべき事項】

1 サプライチェーンの回復・強化に関すること

中国からの部品や商品等の供給遅延により生産や販売への影響が生じているため、国際的な協調によりサプライチェーンの回復や生産性向上や新たな調達先の確保等の支援策の拡充や弾力的な運用を行うこと。

2 生産拠点の国内回帰の誘導に関すること

製造業の国外の生産拠点を国内に回帰させるため、高速道路IC近辺など工場適地への工業団地や物流団地の造成を行うこと。また、国内回帰企業の設備投資への助成制度を創設すること。

3 観光客の誘客促進に関すること

国内外へのプロモーションやクーポン・ポイント等各種割引制度を活用

した誘客支援とともに、この機会に先を見据えた受入体制の強化等に取り組まれる事業者に対する支援を行うこと。

(訪日外客の回復)

国際観光旅客税の免税、国際空港離着陸料の減免、港湾管理者によるクルーズ船等への港湾使用料の減免相当分の助成、ビザの一時的緩和等

(国内観光需要の回復)

ふっこう割、宿泊クーポン・旅行券の発行、特定の交通機関に偏ることなくあらゆる移動が低廉に行える緊急対策の実施(新幹線を含む定額パスの発行、フェリーや長距離バスの料金割引、高速道路料金割引などの同時実施)等

(受入体制の強化等)

研修、多言語対応、バリアフリー対応等

4 クルーズ船観光の危機管理体制の強化と乗船客の回復に関すること

ダイヤモンドプリンセス号対応時の検証と、それを踏まえた感染症発生時の対応マニュアルの作成や円滑で迅速かつ確実な検疫体制の確保等による危機管理体制を強化した上で、国内外プロモーション、船社招聘事業等といったクルーズ市場の回復に向けた支援を実施すること。

5 商店街等の賑わい回復に関すること

地域の消費を喚起するため、商店街が実施する集客イベントやクーポン付きガイドブックへの財政支援を行うこと。また、全額が交付される商品券等を国において発行し、速やかに商店街等で利用できるようにすること。

併せて、キャッシュレスポイント還元事業を景気が回復するまで延長すること。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望

世界的な流行の拡大が続く新型コロナウイルス感染症により、京都府内では、観光客の激減に伴うキャンセル増加や売上減少、部品の納品遅れによる生産・工事の遅れなど、幅広い分野で事業活動に深刻な影響が生じており、また、国の要請に基づく学校の一斉休校やイベント自粛の拡大などに伴い、休業・休職を余儀なくされる保護者や従業員等の収入減少など、雇用情勢の悪化も顕在化している。

こうした中で、京都府及び京都市においては追加の2月補正予算を編成し、中小企業等に対する総合的な支援体制を構築するとともに、緊急経営支援を実施しているが、国に対し、地域の雇用の維持等に向けて、現在検討中の緊急対策等において、中長期的に取り組むべき課題への的確な対応を求めるよう、次のとおり要望する。

1 雇用の維持を図るための対策

中小企業・小規模事業者が正規雇用労働者や雇用保険被保険者である非正規雇用労働者の雇いを維持できるよう、以下のとおり制度の拡充・創設を図ること。

① 雇用調整助成金の拡充・手続きの簡素化について

- 労働者を休業させることにより雇用の維持を図った場合に、当該労働者の平均賃金の8割相当額を助成するとともに、支給要件や支給限度日数の緩和などを行うこと。
- 当該助成金を企業が速やかに受けられるよう、申請書類の簡素化等による迅速な手続きが可能な制度設計とすること。

② 学校休業助成金の拡充・手続きの簡素化について

- 小学校等の臨時休業等に伴い保護者である労働者に対し特別の有給休暇を取得させた場合に、当該労働者の平均賃金相当額を助成すること。
- 当該助成金が企業・労働者の双方にとって活用しやすく、かつ、速やかに支給を受けられるよう、申請書類の簡素化を図るとともに、例えば、労働者自らによる申請を認めるなど、迅速な手続きが可能な制度設計と

すること。

- 国の要請による小学校等の臨時休業等に限らず、本人の事情により自主的に休業する場合についても助成の対象とすること。

③ 解雇・雇い止め等の防止について

労働者の解雇等を防止するための特別基金を造成し、当該企業が当該労働者に対して新たな仕事を割振り又は研修を受講させるなどにより新たな雇用機会を創出する場合に、当該取組に係る経費を全額助成すること。

④ 中小企業・小規模事業者の負担軽減措置について

労働者の雇用に係る人件費の負担軽減を図るため、社会保険料の納付猶予や減免等の緩和措置を講じること。

2 失業者の再就職のための対策

① 失業者の再就職に向けた個別伴走支援の実施について

経営が悪化した企業に解雇された労働者や派遣契約の中途解約、有期雇用労働者の雇い止めにあった方に対して、京都ジョブパークが専用の相談窓口を設置して実施する個別相談や新たに就職先の斡旋、スキルアップのための研修の開催等に係る財政的支援を行うこと。

② 特定求職者雇用開発助成金の拡充について

解雇等により失業を余儀なくされた労働者が引き続いて新たな仕事に就けるよう、現在、高齢者や障害者等の就職困難者に限定されている「特定求職者雇用開発助成金」の対象労働者を拡大し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い失業した労働者を引き続いて雇い入れる事業主も助成対象とすること。

3 非正規労働者等に対する対策

① 雇用保険被保険者に準じた支援について

雇用保険被保険者以外のパート・アルバイトなどの非正規雇用労働者や、特定の企業や団体などに属さない個人事業主やフリーランス等に対しても、

上記1及び2と同水準の支援措置を講じるとともに、雇用保険に代わる共済制度の創設など新たなセーフティーネットを構築すること。

② 雇用型訓練等の実施について

非正規雇用労働者や就職に困難性を抱える方などが、正規雇用に繋がる職業訓練を安心して受けられるよう、社会人基礎力や職業能力の習得から就職までを一貫して伴走支援する新たな雇用型訓練を実施すること。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う企業の雇用調整により、観光関連産業等の非正規雇用率が高まることのないよう、キャリアアップ助成金の補助額の引き上げなど制度の拡充を図り、正規雇用化を促進すること。

4 新規学卒者等に対する対策

① 内定取消を受けた新規学卒者の再就職支援について

京都府内の全大学と締結済みの就職支援協定に基づき、各大学から紹介された内定取消を受けた新規学卒者に対し、京都ジョブパークが行う個別相談・就職支援等の伴走支援の取組に係る財政的支援を行うこと。

② 既卒・新卒を含めた求職者と企業とのマッチング機会の確保について

京都ジョブパークが緊急措置として前倒しで開催するWebを活用した面接会や企業説明会など、各種マッチングイベントの実施に係る財政的支援を行うこと。

5 多様で柔軟な働き方の推進に関する対策

中小企業・小規模事業者のBCP対策にも繋がる多様で柔軟な働き方の推進や労働者が休みやすい職場環境の整備を促進するため、時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）について、パソコン等の購入費用を支給対象とするなど柔軟に運用するとともに、補助率や補助限度額の引き上げなど制度の充実を図り、当該中小企業等に対する支援を強化すること。

令和 2 年 3 月

自由民主党	京都府議会	議員団	
团长	藤田	永太郎	
代表幹事	田卷	公隆	司三
代表幹事	田卷	隆正	義司
政調会長	波谷	實健	史志夫
	菅田	寛英	久子治
	石渡	宗邦	士典久
	片二	誠真	博郎
	井兔	重和	子道一
	能四	昌源	孝勝
	藤園	裕弘	文優子
	岸中	裕正	照久
	磯中	武友	亨治
	家宮	義豊	充崇
	青荻		
	森北	慎祥	
	田古	良	